

## 鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、中山間地域の振興を図るため、地域において高校生の意見や発案を地域の中で実施・具体化することを通じて、生徒の成長や定着・環流と地域の活性化を図る取組を支援することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、中山間地域とは、次に定める地域とする。

- (1) 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）に定める地域（以下、「条例指定地域」という。）。
- (2) 条例指定地域に隣接し、かつ、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に定める過疎地域の人口要件に該当し、市町村があらかじめ県へ協議して、県が登録している地域。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表の第3欄に掲げる者
- (2) 別表の第3欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に係る補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額の全部について間接補助金を交付する市町
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請時期は、原則として、事業開始の20日前までとする。ただし、市町の予算措置が未定の場合、予算決定後速やかに申請するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助

率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 第4条第1項2号の場合において、本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業市町」という。）は、同号に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。
- （1）本補助金の増額を伴う変更
- （2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

- 第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるにあたっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
- （1）間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
- （2）間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準

じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 事業実施主体	4 県補助率	5 市町負担	6 補助限度額	7 備考
中山間地域の振興を図るため、県立高校の生徒の意見や発案を地域の中で実施・具体化するモデル的な取組に必要な以下の経費 ・外部講師の招へいに要する謝金、旅費 ・校外実習への移動に要する運賃、バス借り上げ料、施設入場料、傷害保険料等 ・制作・講習、地域課題解決に向けた試行、実践に係る経費（用具、材料及び消耗品の購入等） ・その他事業の実施に必要な経費	・市町、高校、地域住民及び県などで構成される実行委員会 ・市町	市町、高校、地域住民及び県などで構成される実行委員会	10分の10	ー	1事業当たり 1,000千円以内	人件費、構成員に対する個人給付的な経費は除く。

※工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工・受託したものに限る。ただし、やむをえない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第5条関係）

〇〇年度鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金  
事業計画書及び収支予算書

1 事業実施主体（実行委員会）の概要

実施主体名	
代表者氏名	
所在地・連絡先	
実行委員会の概要	（構成メンバー、体制について記入）

2 事業計画の概要

事業の目的・背景	
実施（予定）期間	
事業内容	
消費税の取り扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
県の他の補助金・ 交付金の活用	<input type="checkbox"/> 活用しません ※活用する場合、第4条第3項の規定により本補助金の交付は受けられません

3 連携・協力体制について

（1）担当部署

市町村名	
担当部署	
担当者職・氏名	
電話・ファクシミリ	
電子メール	

（2）連携・協力の内容

※市町との連携及び高校魅力化コーディネーター（地域おこし協力隊）の関与について記載すること。
--

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
① 県補助金		
② 市町補助金		
③ その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

内 容	予 算 額	摘 要 ※ここに積算内訳記入
計		

5 添付資料

※事業実施主体（実行委員会の規約、構成員名簿）、事業の概要のわかるものがあれば添付すること

様

職氏名 印

〇〇年度鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。  
（担当・連絡先：）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金交付要綱（平成 2 7 年 月 日付第〇〇号鳥取県地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項及び第 6 条第 3 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第11条関係）

〇〇年度鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金  
事業報告書

1 事業結果の概要

事業の目的	
実施期間	
事業結果	
事業成果	
今後の課題・取組 の方向性	

2 連携・協力体制について

※市町との連携について記載すること。

### 3 収支決算

#### (1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	積算内訳
① 県補助金			
② 市町補助金			
③ その他			
計			

#### (2) 支出の部

(単位：円)

内 容	予 算 額	決 算 額	摘 要 ※ここに積算内訳を記入
計			

### 4 添付資料

※事業実施主体（実行委員会の規約、構成員名簿）、事業の概要のわかるものがあれば添付すること

年 月 日

様

事業実施主体 印

年度鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金について、鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。